



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和4年1月20日（木）

知多市報道発表資料



福祉課

担当：社会福祉・障がい者支援チーム 古田
(0562-36-2650)

長寿課

担当：高齢者支援チーム 江端
(0562-36-2652)

3回目の新型コロナワクチン接種の開始に当たり、 福祉タクシー等利用費助成による移動支援を拡充します。

新型コロナワクチン接種を促進するため、3回目のワクチン接種会場までの移動支援として、福祉タクシー等料金助成利用券を追加発行します。

支援期間は1月24日（月）から3月31日（木）までです。

1 支援内容

新型コロナワクチン接種会場への移動が困難な方に対し、3回目のワクチン接種会場までの往復に必要となる2枚分の福祉タクシー等料金助成利用券を追加で発行します。

2 対象者

福祉タクシー料金助成事業及びリフト付きタクシー料金助成事業の対象者
(対象者などは別添資料参照)

3 申請方法

対象者のうち、既にタクシー料金助成券の交付を受けている方は、交付済みのタクシー料金助成券を使い切った後に追加分の申請を受け付けます。交付を受けていない方は、市役所福祉課または長寿課窓口で申請を受け付けます。

【参考】

新型コロナワクチン接種のため、接種会場まで「あいあいバス」を利用する方については、ワクチン予防接種券提示で引き続き無料で利用できます。

詳細は市民協働課（0562-36-2645）まで。

3回目の新型コロナワイルスワクチン接種にかかる福祉タクシー等 料金助成利用券の追加発行について（詳細）

1 事業の目的

新型コロナワイルスワクチン接種会場までの移動が困難な方に対し、3回目の接種に必要な1回分の往復に要する2枚の福祉タクシーの初乗り料金等の助成利用券を追加発行し、接種会場までの移動を支援します。

2 事業の概要

(1) 期間

令和4年1月24日（月）から令和4年3月31日（木）まで

(2) 対象者

ア 福祉タクシー料金助成

（ア）満65歳以上の方で、要支援・要介護の認定を受けている方

（イ）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

イ リフト付きタクシー料金助成

（ア）要介護3以上に認定された方で、ねたきり状態又は車椅子を使用する必要がある方

（イ）身体障害者手帳（1級、2級又は下肢若しくは体幹機能障害3級）の交付を受けている方のうち、常時ねたきり又は車いすを利用している方

(3) 助成額

ア 福祉タクシー料金助成

基本料金（初乗りから1.2キロメートルまでの乗車料金）

イ リフト付きタクシー料金助成

30分又は10kmの乗車料金相当額若しくは1時間又は20kmの乗車料金の8割相当額（ただし上限4,510円）

(4) 申請方法

リフト付きタクシー料金助成事業及び福祉タクシー料金助成事業により、既にタクシー料金助成券の交付を受けている方は、交付済みのタクシー料金助成券を使い切った後に追加分の申請を行ってください。交付を受けていない方は、市役所長寿課及び福祉課窓口へ申請してください。